

学校法人ガバナンス改革 主な論点の整理

2021年8月6日

文責：八田進二・松本美奈

目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける公益法人としての学校法人にふさわしい体制を構築する。

1 原則法

- ・「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「社会福祉法（第6章社会福祉法人）」の準用について
- ・準用可能な条文
- ・準用ができない、規定がないものはどれか→私学法等に書き込む
→いずれにしても、洗い出しが必要→文科省
- ・独立行政法人通則法、国立大学法人法との平仄が合わない「責務」（§24）など

2 機関設計

- ・評議員（監督）
- ・理事長・業務執行理事（経営）、非業務執行理事（監督）
- ・学長（教学）
- ・監事
- ・会計監査人

3 評議員

- ・ミッション
- ・選任・解任の方法 誰がどうやって評議員を選ぶか、解任するか
- ・理事・監事との兼務の禁止、教職員の就任禁止
- ・監事の選任・解任
- ・人数、任期

4 理事会

- ・ミッション
- ・選任・解任の方法 誰がどうやって理事を選ぶか、解任するか
- ・理事長の選定・解職
- ・評議員・監事との兼務禁止、親族・特殊関係者の就任禁止
- ・人数、任期

5 学長

- ・ミッション 責任ある教学の確立
- ・選任・解任の方法、誰がどうやって学長を選ぶか、解任するか
- ・任期

6 監事

- ・ミッション
- ・選任・解任の方法
- ・任期

7 会計監査人

- ・ミッション
- ・選任・解任の方法
- ・資格・任期

8 透明性・説明責任の担保

- 寄附行為を「定款」とすることの意味
- 監督・経営の分離と、責任ある教学の確立を常に説明できる態勢をどう構築するか
- 税制上の優遇と透明性担保